

綾瀬市立学校等の県費負担教職員の人事評価結果に対する苦情の申出  
及び取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神奈川県市町村立学校職員の人事評価に関する規則（平成15年神奈川県教育委員会規則第4号。以下「規則」という。）第8条の規定に基づき、綾瀬市立学校及び綾瀬市立学校給食センターの県費負担教職員（以下「県費負担教職員」という。）が綾瀬市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に提出する苦情の申出及び取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(教職員人事評価苦情審査会)

第2条 人事評価の公正性及び公平性の確保を図るため、教職員人事評価苦情審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、教育総務部長、学校教育課長、教育指導課長及び教育研究所長をもって組織する。

3 委員長には、教育総務部長をもって充て、副委員長には、学校教育課長をもって充てる。

(審査会の所掌事項)

第3条 審査会は、規則第8条の規定により教育長に提出された苦情の対象となった評価について審査し、教育長にその結果を報告する。

2 審査会は、苦情に対する審査の過程で明らかとなった人事評価制度にかかわる課題等について教育長に意見を申し述べることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、審査会を召集し、審査会を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在のときはその職務を代理する。

(調査員)

第5条 審査会の審査事案について調査するため、審査会に調査員を置く。

2 調査員は、学校教育課の職員をもって充てる。

3 調査員は、苦情の申出をする県費負担教職員（以下「申出者」という。）及び苦情の対象となった校長その他の評価者から事情を聴取し、その結果を委員長に報告する。

(苦情の申出)

第6条 申出者は、神奈川県公立学校人事評価実施要領（以下「要領」という。）第9項の規定により学校名又は学校給食センター名、職名、氏名及び苦情の内容を記載した文書（以下「苦情申出書」という。）を自ら持参し、調査員に提出するものとする。

2 申出者（休職、派遣、育児休業、出産休暇、療養休暇等の事由により、神奈川県教育委員会教育長が指定する苦情申出期間に職務に従事していない職員及び兼務職員で専ら学校以外の勤務先で勤務している職員を除く。）は、苦情申出書の提出のため、あらかじめ校長又は学校給食担当担当課長（以下「校長等」という。）の承認を得て、職務に専念する義務を免除されることができる。

3 申出者は、苦情申出書を提出する際に、調査員の求めに応じて、苦情の内容について説明しなければならない。

（審査）

第7条 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、開催することができない。

2 審査会は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

3 審査会は、苦情の対象となった評価を審査するに当たって、あらかじめ高相教育事務所に意見を聴くものとする。

（審査結果の報告）

第8条 審査会は、苦情の対象となった評価又は決定ごとに審査を行い、その結果を次により区分し、審査結果及びその理由について、教育長に報告するものとする。

(1) 校長等の行った評価を妥当とするもの。

(2) 校長等に対して再評価の指導を要するもの。

(3) 決定された昇給区分又は勤勉手当の成績率区分を適当とするもの。

(4) 決定された昇給区分又は勤勉手当の成績率区分に誤りがあったとするもの。

（審査会の非公開）

第9条 審査会は、非公開とする。

（庶務）

第10条 審査会の庶務は、学校教育課が処理する。

（その他の審査会運営事項）

第11条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関する事項は、委員長が定める。

(苦情対応結果の通知)

第12条 教育長は、審査会の審査結果を参考にして苦情の対応について決定し、その結果を第1号様式により申出者に、第2号様式により校長等に、それぞれ通知するものとする。

(再評価結果の開示)

第13条 教育長から再評価の指導を受けた校長等は、教育長が指定する日までに、申出者についての再評価結果を教育長に提出し、その写しをもって、すみやかに本人に開示しなければならない。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、苦情の申出及び取扱いに関する事項は、規則及び要領の規定に基づき教育長が定める。

附 則

この要綱は、平成16年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。